

とうほう 暦年贈与型信託



大切な家族への贈りもの。
それが、とうほうの「暦年贈与型信託」です。



「生前贈与」を上手に活用して、 大切な資産(金銭)を ご家族へ贈りませんか。

贈与する時は、都度、贈与契約書を作成すると聞いたけど、面倒だし、子供も忙しいし、どうしたらいいの。
贈与の手続きの負担を減らしたい。

毎年、贈与しようと思っているけど、忙しくて、手続きを忘れてしまう。

元気なうちに早めに
子供にお金を贈与して、
相続税の負担を
減らしてあげたい。

子供や孫に贈与して、
お金を役立てて欲しい。
喜ぶ顔が見たい。

贈与する時は、記録を残しておく
と聞くけど、そのために通帳から
出金して振込みするのが大変。

子供以外にも、
かわいい孫や
お世話になっている
甥や姪にも贈与したい。

家族が使いやすい
日本円でお金を
しっかり贈与したい。

とうほうの『**暦年贈与型信託**』は、
お悩みの解決・ご家族の絆を深める
お手伝いをいたします！

生前贈与をうまく活用するポイント

効果的な贈与を行うためには
『誰に』『何年間で』『いくら』贈与するのかを
検討することが大切です。

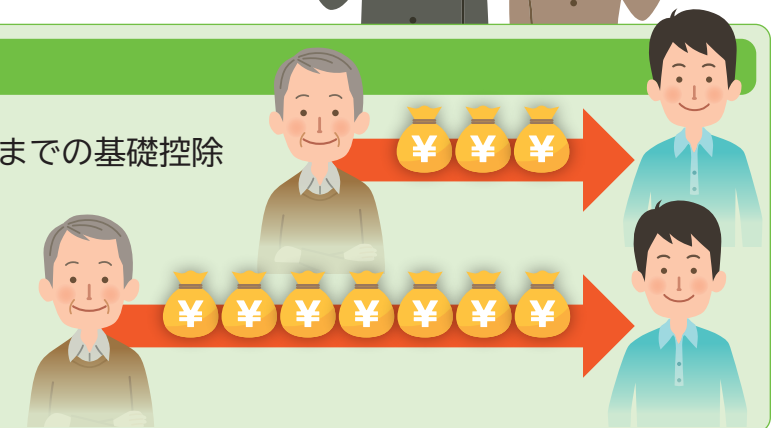


ポイント

1

早めに対策を始めましょう！

早くから贈与することで、年間110万円までの基礎控除
を毎年活用することができます。
また、相続開始前7年以内の贈与は、相続
財産に加算される場合があります。



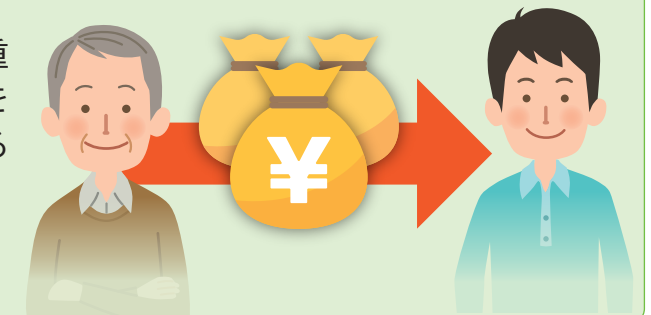
ポイント

2

できるだけ多くの財産を贈与しましょう！

一度に多額の財産を贈与すると贈与税の負担が重
くなる一方、相続税の課税対象となる相続財産を
減らす側面もあるため、相続税とあわせて考える
と負担が軽くなる場合があります。

※贈与を受ける方ごとに贈与税が計算されますので、多くの方へ
贈与することで、基礎控除を有効に活用できます。

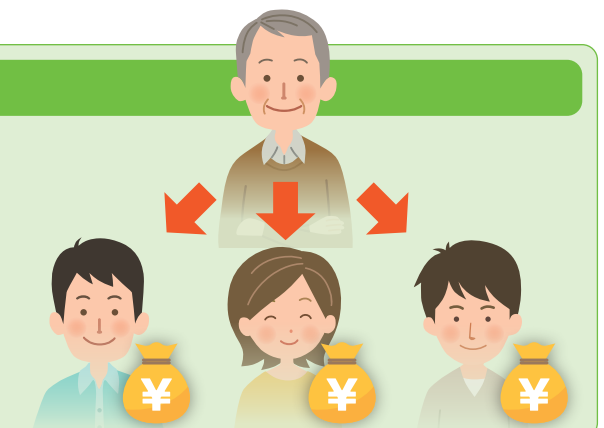


ポイント

3

できるだけ多くの人へ贈与しましょう！

贈与税の基礎控除は、贈与を受ける方ごとに適用
されます。
そのため基礎控除額110万円×贈与する人数分の
財産が非課税となります。

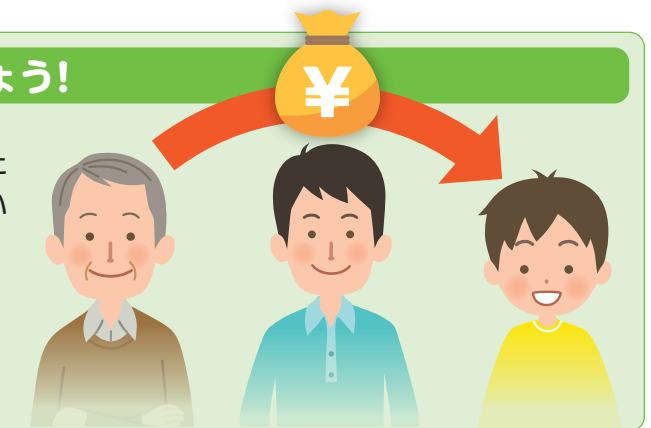


ポイント

4

世代を飛び越した贈与も検討しましょう！

子供ではなく孫へ贈与した場合、その贈与した
財産は子供から孫への相続を経ることがない
ため、原則、相続税の負担軽減になります。



贈与税の詳しい内容は13～14ページへ

相続とのバランスを考えましょう！

◎贈与税の負担率が相続税の負担率を下回ってる場合、贈与を行う効果が高くなります。

贈与税 負担率



相続税 負担率

それぞれの負担率を考慮しましょう。



例えば… ●相続財産が2億円 ●法定相続人が配偶者と子2人(18歳以上)の場合

ステップ1 相続税の負担率

表1 において、相続財産「2億円」と「配偶者がいる場合・子2人」の交差する部分を確認

▶ 相続税の負担率は**6.8%**

ステップ2 贈与税の負担率

表2 において、(18歳以上の者が受贈者の場合) 贈与税の負担率が6.8%を下回り、かつ最も近い部分を探す

▶ 贈与税の負担率**6.3%**を確認

ステップ3 生前贈与額の目安

その年の生前贈与額の目安は1人あたり**300万円**が上限になることを確認



表1 相続税の負担率

○相続税の早見表は17～18ページを参照

相続財産 (基礎控除前)	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	0.8%	0.2%	0.0%	3.2%	1.6%	0.4%
8,000万円	2.9%	2.2%	1.7%	8.5%	5.9%	4.1%
1億円	3.9%	3.2%	2.6%	12.2%	7.7%	6.3%
1.5億円	6.1%	5.0%	4.4%	19.1%	12.3%	9.6%
2億円	8.4%	6.8%	6.1%	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	11.5%	9.5%	8.5%	30.6%	23.1%	18.2%

※負担率は各相続人が法定相続分により相続し、配偶者がいる場合は「配偶者の税額軽減の特例」を適用した時の相続税額を相続財産で除した数値(小数第2位を四捨五入)です。

表2 贈与税の負担率(早見表)

a 贈与金額 (基礎控除前)	18歳以上の者が直系尊属から 贈与を受けた場合		一般の贈与	
	b 贈与税額	負担率(b ÷ a)	b 贈与税額	負担率(b ÷ a)
110万円以下	0円	—	0円	—
200万円	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円	19万円	6.3%	19万円	6.3%
400万円	33.5万円	8.4%	33.5万円	8.4%
500万円	48.5万円	9.7%	53万円	10.6%
600万円	68万円	11.3%	82万円	13.7%
700万円	88万円	12.6%	112万円	16.0%
800万円	117万円	14.6%	151万円	18.9%
900万円	147万円	16.3%	191万円	21.2%
1,000万円	177万円	17.7%	231万円	23.1%

※負担率は小数第2位を四捨五入して表示しています。

相続税の負担率
6.8%と比較

※贈与を重ねていくと相続財産の価額が減少し、相続税の負担率が下がることになります。

◎相続税と贈与税の負担率を比較することが、贈与金額を決める目安となります。



生前贈与の活用には気がかりなことも…

1 贈与の意思確認

◎贈与は財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手を受諾することによって効力が生じるとしています。

◎勝手に子(孫)の口座に振り込んだだけでは贈与は成立しません。

あげます

贈与成立

もらいます



贈与する方



贈与を受ける方

2 名義預金に注意

口座名義は子(孫)であっても、実際は親(祖父母)がその口座を開き預金をしていたり、通帳・印鑑・キャッシュカードなどを管理している場合、「名義預金」として、親(祖父母)の財産と認定されることがあるので注意が必要です。



親が通帳・印鑑などを管理

3 贈与の記録

◎贈与を行うときには、贈与契約書を作成し、当事者が署名・押印しておけば、後日、贈与があったことを証明することができます。

◎贈与契約書がない場合は、贈与の事実を証明する必要がある、証明できないと贈与はなかったものとされ、相続財産に加算されてしまう可能性があります。



記録を残すことが大切



ポイント

贈与をする方と受ける方の両方の意思表示と贈与の記録を残すことがポイントです。



大切なご家族へ、しっかりと想いを届けたいそんなときは…

東邦銀行の暦年贈与型信託を。



東邦銀行の「暦年贈与型信託」は、あらかじめ贈与を受けの方をご指定いただくことで、毎年の贈与契約書の作成や金融機関での振込手続き等の面倒なお手続きなく、ご家族への生前贈与を毎年、確実・簡単に行うことができます。

また、毎年の贈与取引の記録が残りますので安心です。

とうほう 暦年贈与型信託の特徴

選べる

- ◎毎年、贈与する金額と、贈与をしたい方を最大9名まで指定できます。
- ◎ご契約後も、贈与したい方の変更や、贈与資金の追加ができます。

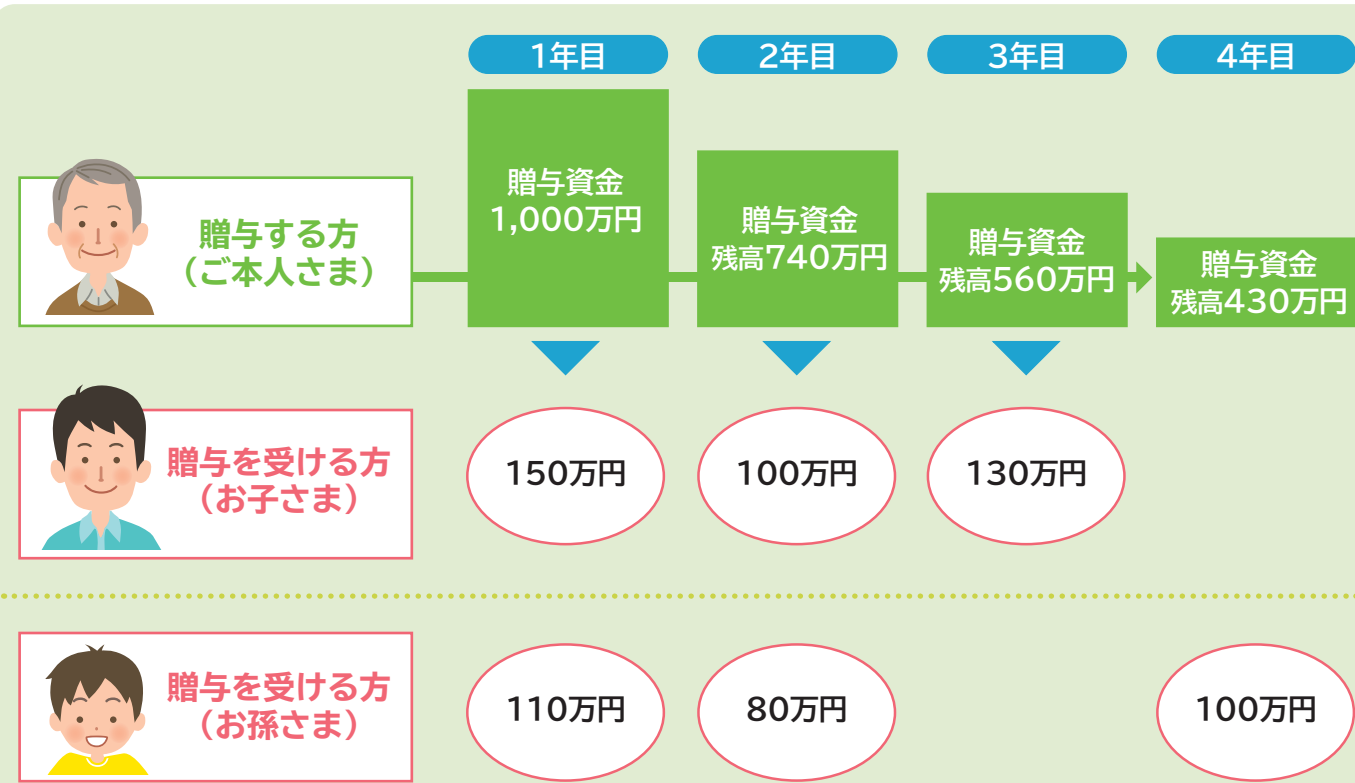
簡単

- ◎毎年、当行が贈与する方と贈与を受ける方へ、意思確認のご案内をお送りしますので、贈与の機会を逃しません。
- ◎ご回答いただくことで、「贈与・受贈」の意思確認となり、贈与契約書の作成が不要となります。
- ◎ご指定いただいた贈与を受ける方へ、当行が贈与資金の振込手続を行います。贈与手続きの記録も残るので安心です。

安心

- ◎原則、年齢の上限や健康状態に関係なくお申込みができます。
- ◎贈与資金の受取は日本円ですので、贈与を受けた方は使いやすく安心です。
- ◎お申込金(信託金)は信託財産として、当行預金や銀行勘定で運用します。預金保険制度の対象です。

「とうほう 暦年贈与型信託」の活用



贈与する方は、毎年、贈与を受ける方と金額をご指定できます。

とうほう 暦年贈与型信託 商品概要

お申込可能な方	個人のお客さま(おひとりさま1契約) *1	
申込金額	500万円以上 [1万円単位]	
	◎ご契約後の追加申込も可能です。(100万円以上[1万円単位])	
	◎お申込金および贈与資金の受取は日本円となります。	
	◎贈与を受ける方への贈与金額により、他の相続人の法令上の権利「遺留分」を侵害する可能性がある場合は、申込金額についてご相談させていただきます。*2	
贈与を受ける方 (受贈候補者) のご指定	◎なお、お申込時に保有金融資産についてお聞かせいただきます。	
	3親等以内のご親族さまから最大9名まで*3	
信託期間 (契約期間)	▶ご契約期間中に受贈候補者の追加および変更を行うことができます。(1契約最大9名まで)	
	30年	◎信託契約日から30年後の応答日までとなります。 ◎資金の交付により、信託財産残高が無くなった時等に信託契約が終了します。
贈与手続き	◎原則、1年に1回贈与手続きを行うことができます。 ◎贈与する方のご意向に応じて、当行所定の手続きにより、贈与を受ける方の普通預金口座にご指定の金額をお振込みします。 ◎なお、贈与される際は、「遺留分」にご配慮をお願いします。*2	
贈与を受ける方の受取口座 *4*5	東邦銀行の普通預金口座 ※福島県外居住の方に限り、他行口座のご指定が可能です。(ただし都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行に限りです。)	
	◎申込時、贈与を受ける方の受取口座等のご記入が必要となりますので、事前に確認をお願いします。 [当行普通預金口座の支店名・口座番号、氏名、生年月日、住所、電話番号] ◎当行普通預金口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いしてください。	
手数料	契約時の手数料(税込) 申込金額の2.20%(税込) ※申込金額とは別にいただきます。 ※「とうほう 遺言信託」のご契約者さま、または同時にお申込みの場合 1.65%(税込) 年間管理手数料(税込) 11,000円(税込)/年 ※毎年12月末にご契約がある場合、翌年4月に贈与する方の振替指定口座より、お引き落としさせていただきます。	

▶詳しくは、別途「商品概要説明書」をご確認ください。

※ 脚注*1、*2、*3、*4、*5 につきましては9ページの「お申込時のご留意事項」をご確認ください。

暦年贈与型信託の手続きと流れ



毎年2月

3月～10月

11月・12月

贈与する方

贈与する方

↑ 郵送

↓ 返送

↑ 郵送

東邦銀行

「贈与の依頼書」の郵送

東邦銀行から、贈与する方に、その年の贈与のご意向を確認するために、「贈与の依頼書」をお送りします。

「贈与の依頼書」の受付

贈与する方が、その年に贈与をしたい方のお名前、贈与金額を「贈与の依頼書」にご記入し、東邦銀行にご返送いただきます。
※贈与を受ける方に、東邦銀行から書類が届くことを事前にお伝えください。

「受贈の確認書」の郵送

東邦銀行から、「贈与の依頼書」でご指定いただいた贈与を受ける方に、贈与の内容と贈与を受ける意思を確認するため、「受贈の確認書」をお送りします。

「受贈の確認書」の受付

贈与を受ける方は、「受贈の確認書」で贈与の内容をご確認いただき、贈与を受ける意思をご記入のうえ、東邦銀行にご返送いただきます。

ご指定口座への振込

東邦銀行は、「受贈の確認書」の受領後、「贈与の依頼書」にて指定の贈与を受ける方がお持ちの口座へ贈与資金をお振込みします。
※振込日の指定はできません。

完了報告書の郵送

贈与手続き完了後、贈与した方および贈与を受けた方に「贈与手続き完了のご報告」をお送りします。

◎とうほう暦年贈与型信託の一般的な流れを記載しています。

↓ 郵送

↑ 返送

↓ 振込

↓ 郵送

贈与を受ける方

贈与を受ける方



〈ご留意事項〉

- ◎「贈与の依頼書」および「受贈の確認書」のご提出がない場合、年内に贈与手続きができないことがあります。
- ◎「贈与の依頼書」および「受贈の確認書」を受領・確認でき次第、順次ご指定の口座へのお振込み等
- ◎お申込時(11月～12月末日を除く)に、1回目の贈与手続きを依頼することも可能です。その場合、原則、

の手続きとなります。
信託契約日の翌営業日に「受贈の確認書」を郵送いたします。

お申込時に必要な書類・事前にご確認いただきたい事項等

ご本人さま(贈与する方)の書類等

◎本人確認資料 ◎当行普通預金通帳・お届けのご印鑑

贈与を受ける方(受贈候補者)のご氏名等

◎氏名、生年月日、住所、電話番号
◎当行普通預金口座の支店名・口座番号
※福島県外居住の方に限り、他行口座のご指定が可能です。
(ただし都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行に限ります。)
※お申込前に確認をお願いします。なお、贈与を受ける方のご来店は不要です。

メモ・写等でご準備ください。

お申込時のご留意事項

- *1 申込年齢の上限はありませんが、日本国籍かつ日本国内に住所を有している方で、行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方となります。
- *2 「遺留分」とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことをいいます。兄弟姉妹には遺留分はありません。なお、税務上のお取扱いの詳細については、別途、税理士や所轄税務署等にご確認ください。
- *3 贈与を受ける方について、住所や氏名の変更、万が一ご相続が生じた場合は、お取引店へご連絡ください。
- *4 当行は、贈与を受ける方が当行に口座をお持ちでも、お申込人さまにお教えすることはできません。
- *5 他行口座を指定する場合、銀行名・支店名・口座番号は、正確にご記入ください。贈与を受ける方の受取口座に不備があると、スムーズな贈与手続きができないことがあります。

暦年贈与型信託の受贈候補者

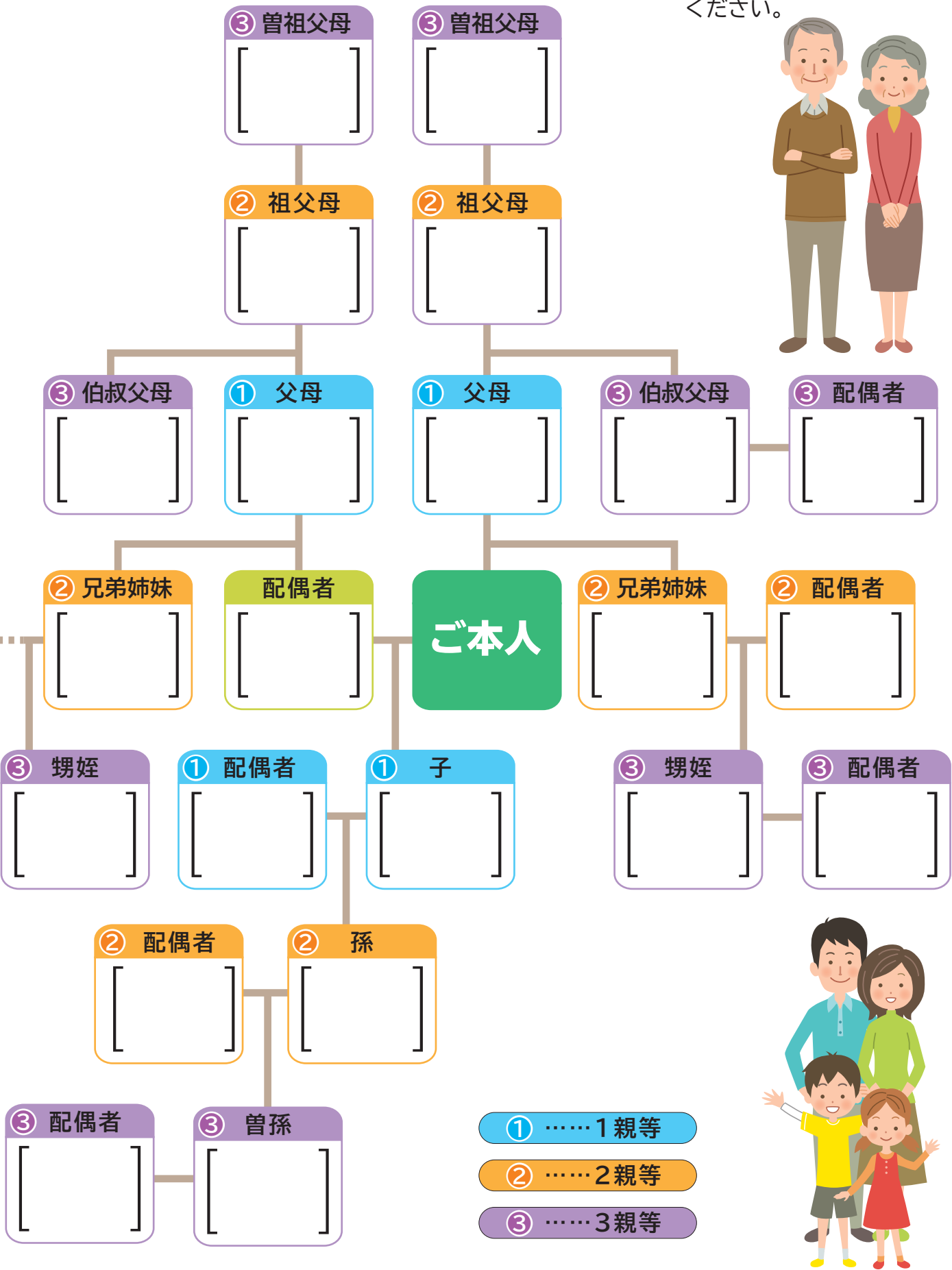
◎暦年贈与型信託で贈与できる受贈候補者は、ご本人さまの3親等以内の親族からご指定頂けます。贈与したい方をイメージして、次の10ページに記入してみましょう。

〈メモ〉 ご自由にお使いください

ご本人さまの3親等以内の親族とは

贈与の候補者をお選びになる際の参考にしてください。

[]のなかにお名前等を記入しご確認ください。



ご留意いただきたい事項

「暦年贈与型信託」手続き上のご留意事項

- ◎贈与する方は、原則、年に1回、所定の期間内に贈与手続きを依頼することができます。
- ◎お申込時に1回目の贈与手続きを依頼することもできます。原則、11月から12月末日までのお申込は除きます。
- ◎暦年贈与型信託は、贈与する方・贈与を受ける方のご意思を確認し、当行との3者間で行うことから、手続き完了までに時間を必要としますので、希望する時期での贈与ができない場合があります。
- ◎ご提出いただく書類は、贈与する方・贈与を受ける方が、それぞれご自身でご署名・ご押印をお願いします。
- ◎贈与する方または贈与を受ける方のご提出書類に不備等がある場合、その年の贈与手続きに間に合わないことがあります。
- ◎他行口座を指定する場合、銀行名・支店名・口座番号は、正確にお届出ください。贈与を受ける方の受取口座に不備があるとスムーズな贈与手続きができないことがあります。
- ◎贈与手続きが完了した後は、その贈与手続きを撤回することはできません。
- ◎その年の贈与を行わない場合や、年間管理手数料のお引き落とし後に中途解約や信託が終了した場合であっても、年間管理手数料の返戻は行いません。
- ◎当行が贈与手続きを行う前に、贈与する方(ご契約者さま)または贈与を受ける方にご相続が生じていることを当行が知った場合、贈与手続きは行いません。

税務上のご留意事項

- ◎本商品により贈与を受けた方は、贈与税を申告・納付していただく必要が生じる場合があります。その場合は贈与を受けた方が、ご自身で申告・納付の手続きをすることとなります。

<贈与を受けた方が贈与税を申告・納付いただく必要が生じる場合の例>

- ▶贈与を受けた方が、その年の1月1日から12月31日までの間に本商品で受けた贈与を含めた贈与の総額が110万円を超えた場合。
- ▶贈与を受けた方が「相続時精算課税制度」を選択していた場合等。

- ◎贈与した方にご相続が生じた場合、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合があります。

<贈与した財産が相続税の課税価格に加算される場合の例>

- ▶相続または遺贈によって財産を取得した方が、被相続人(贈与した方)の相続開始前7年以内に、被相続人(贈与した方)から暦年贈与によって財産を取得していた場合。
- ▶贈与を受けた方が、「相続時精算課税制度」を選択していた場合。
- ▶贈与した方が贈与を受けた方の通帳や印鑑を管理しており、また贈与を受けた方が贈与の事実を知らない場合等。

- ◎本商品により贈与が成立した日は、原則、贈与する方から贈与を受ける方への贈与手続きが完了し、贈与を受ける方のご指定口座に入金となった日となります。
- ◎本商品による贈与は、一定の期間、毎年一定の金額の贈与を受けることが、贈与する方と贈与を受ける方との間で約束されているものではなく、毎年、贈与する方が、贈与をしたい方および贈与金額を都度決定することから、定期金に関する権利の贈与には該当しません。
- ◎今後の税制・法令・通達等の改正により、本商品における税務上の取扱い内容が変更となる場合があります。また、申告の要否等、具体的な税務上の取扱いについては、税理士や所轄税務署にご確認ください。

生前贈与する場合の注意点

生前贈与は相続税を軽減する有効な手段ですが、「贈与」したつもりが税務調査等で「贈与」を否認されることが多く発生しています。

「贈与」と認められるためには贈与者と受贈者の間で合意している必要があり、

贈与の事実を「贈与契約書」などにより明確にしておくことが重要となります。

ご注意 生前贈与を行う場合には、以下のような点にご注意ください。



1 毎年の贈与契約書を作成し、保管をしましょう!

相続発生の際、財産の移転(親・祖父母から子ども・孫)の経緯を税務署に確認された場合、贈与契約書があると、贈与事実の証明が簡単です。

贈与を行った都度、贈与者と受贈者が署名・押印しておき、保管しておくことで、後日でも、贈与事実を証明できます。仮に未成年者に贈与する場合には、親権者(法定代理人)の署名・押印も取るようにしましょう。

2 贈与税を納める場合には、受贈者が贈与税の申告・納付を行いましょう!

1年間の贈与財産の合計額が基礎控除額の110万円を超える場合には、贈与税の申告をし、納付をします。控えは必ず保管しましょう。

なお、贈与税の申告は、受贈者が贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日の間に行わなければいけません。

3 定期金に関する権利の贈与

「定期金に関する権利の贈与」に該当する場合は、一括して贈与税が課税されます。

一定期間に毎年同額ずつ贈与することを贈与者と受贈者で取り決めた場合、一年ごとに贈与したのではなく、これを約束した初年度にまとめて定期金に関する権利(一定期間に毎年同額の金銭等を受ける権利)を贈与したものととして取扱われます。

たとえば、10年間にわたり毎年110万円を贈与していた場合、初年度に1,100万円を贈与したものととして贈与税がかかります。

事前に複数年の贈与の約束はせず、贈与を行う都度、贈与契約書を作成することが必要です。

4 相続開始前7年以内の贈与

相続開始前7年以内に贈与を受けた財産については、相続財産に加算されて、相続税の計算の対象になる場合があります。その際、すでに納めていた贈与税は相続税から控除されます。

生前贈与は、健康なうちから計画的に進めることが大切です。

〔贈与契約書の記入例〕

見本

贈与契約書

贈与者 東邦太郎 (以下「甲」という)と受贈者 東邦花子 (以下「乙」という)は、以下の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は、現金 100万 円を乙に贈与するものとし、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条記載の財産を、20××年 4月30日までに乙に引き渡さなければいけない。

上記の通り契約が成立したので、これを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

20××年 3月31日

贈与者(甲)住所 福島県福島市000000
氏名 東邦 太郎

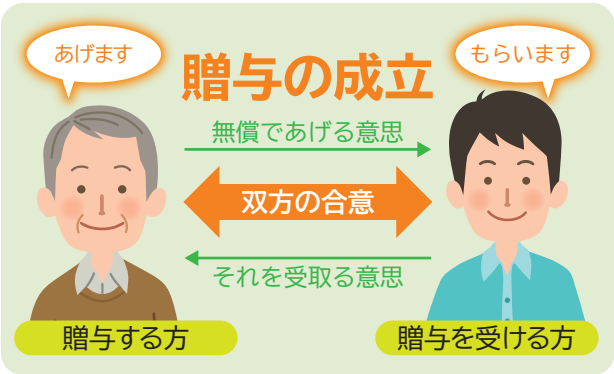
受贈者(乙)住所 福島県福島市000000
氏名 東邦 花子

受贈者(乙)の親権者 住所 福島県福島市000000
氏名 東邦 一郎

贈与の基礎知識

贈与と贈与税

「贈与」とは、財産を他人に無償で与えることをいい、贈与によって財産を取得する場合に、「贈与税」がかかります。ただし、相手の合意がない場合や贈与されている事を知らない場合は、「贈与」は成立せず、**「あげる人(贈与者)」と「もらう人(受贈者)」**がお互いに意思表示をする必要があります。贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つの方法があります。



暦年課税

贈与税には110万円の基礎控除があり、贈与を受けた金額が**1年間(1月1日から12月31日まで)**で**110万円**までの場合には、贈与税がかかりません。1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。暦年課税を選択されている場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた金額が相続時に相続財産に加算されます。**ただし、相続または遺贈により財産を取得しない子の配偶者や孫等が贈与を受けた金額は加算の対象外となります。**

暦年課税の贈与税の計算方法

$$\text{贈与税額} = \left(\text{1年間に贈与を受けた財産の価額(合計額)} - \text{基礎控除額 110万円} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	18歳以上*1の者が直系尊属*2から贈与を受けた場合 [特例贈与財産(特例税率)]		一般の贈与 [一般贈与財産(一般税率)]	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超400万円以下			20%	25万円
400万円超600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

*1 18歳以上とは…財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者に限ります。
*2 直系尊属とは…父母・祖父母など贈与を受けた方(受贈者)より前の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養父母も含まれます。叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

贈与税額の例【18歳以上*1の子供が、親から贈与を受けた場合の贈与税の計算例】

■310万円の場合 $(310 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 10\% = 20 \text{ 万円}$
■1,000万円の場合 $(1,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 30\% - 90 \text{ 万円} = 177 \text{ 万円}$
基礎控除後の課税価格

相続時精算課税制度

受贈者は、一定の要件を満たす父母、祖父母から受けた贈与について**相続時精算課税制度**を選択することができます。この課税方法には、**通算で2,500万円までの非課税枠(特別控除額)**があり、2,500万円の特別控除額を超えた部分の金額に対しては**一律20%の贈与税**が課税されます。贈与を受けた財産は、相続時にほかの相続財産とともに合計され、相続税額を計算します。この場合、贈与時に納税した贈与税額は、相続税額から控除することができます。なお、相続税額から控除しきれない金額がある場合、還付を受けることができます。**ただし、一度この課税方法を選択すると、その贈与者からの贈与については、暦年課税に変更することはできません。**そのため、事前に十分な検討が必要です。

相続時精算課税制度の贈与税の計算方法

$$\text{贈与税額} = \left(\text{1年間に贈与を受けた財産の価額(合計額)} - \text{基礎控除額 110万円} - \text{特別控除額 2,500万円*} \right) \times 20\%$$

* 2年目以降は、前年までの利用額を差し引いた残額となります。

「暦年課税」と「相続時精算課税制度」の比較

対象者		暦年課税	相続時精算課税制度
		制限なし	60歳*1以上の父母、祖父母
贈与時	贈与者	制限なし	18歳*1以上の子供、孫
	受贈者	制限なし	18歳*1以上の子供、孫
	贈与税の計算	(贈与額 - 110万円) × 税率 - 控除額	(贈与額 - 110万円*2 - 2,500万円*3) × 20%
相続時	贈与税の納付	贈与税がある場合のみ納付	贈与税がある場合のみ納付(相続時に精算)
	基礎控除	あり(年間110万円)	あり(年間110万円)*2
	贈与財産の金額	贈与時の時価	贈与時の時価
特徴	税金の算出	贈与財産は相続税の計算に含めない。ただし、相続開始前7年以内の贈与は加算	相続財産に贈与財産(贈与時の時価)を加算して相続税を計算
	長所	贈与した財産を相続財産から減らすことができるため、相続税の課税対象額を引下げることができる。	一度に大きな金額を贈与できる。また相続の際、贈与時の時価で計算されるため、贈与財産の資産価値が上がった場合でも、評価額を固定することができる。基礎控除*2までの金額の贈与は、相続時に相続財産に加算されない。
	短所	贈与税負担が大きい。一度に大きな金額の贈与が難しい。	基礎控除*2を超えて贈与した金額は、相続時に相続財産に加算される。また、相続時精算課税を一度選択するとその選択した贈与者については暦年課税への変更ができない。

*1 贈与があった年の1月1日における年齢となります。
*2 基礎控除(年間110万円)は、2024年1月1日以後の贈与から適用されます。
*3 2年目以降は、前年までの利用額を差し引いた残額となります。

©税務上のお取扱いの詳細については、別途、税理士や所轄税務署にご確認ください。

贈与税の申告方法について

贈与税は、受贈者がその年の1月1日から12月31日までに贈与された財産の価額を合計し、110万円の基礎控除を超える分について、翌年2月1日から3月15日までに申告・納付を行います。

いつまでに？

贈与された年の翌年の2月1日～3月15日
(該当日が土日等に
あたる場合は、その
翌日となります。)

誰が？

受贈者
(贈与された方)

どこに？

贈与された方の
住所を管轄する
税務署



贈与税の申告について

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ①「暦年課税」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ②「相続時精算課税制度」を適用するとき

贈与税の申告書の提出

贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、贈与された年の翌年の2月1日から3月15日までです。申告書の提出方法は、郵便又は信書便により受贈者の住所地の所轄税務署又は業務センターに送付、住所地の所轄税務署の受付に提出又は税務署の時間外収受箱へ投函する方法のほか、e-Tax(電子申告)で提出(送信)することができます。税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

ご注意

- ① 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。
- ② 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。
- ③ 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表(兼贈与税の額の計算明細書)」、「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表 と 第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表 と 第二表

マイナンバー(個人番号)の記載等について

マイナンバー制度の導入により、贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認(番号確認と身元確認)を行うため、申告をされる方(贈与を受けた方)の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

贈与税の納付

原則、贈与税の納期限は、贈与された年の翌年の3月15日です。なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式(暦年課税・相続時精算課税)に区分して計算した額の合計額となります。

ご注意

納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

贈与税の納付方法として、現金で納付する以外にも、インターネットバンキングやe-Taxを利用したダイレクト納付等の電子納税、クレジットカードやスマホアプリでの納付等も利用することができます。



延納する場合

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付するのが原則ですが、納期限までに納付することが困難な理由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。

延納が認められるには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 納付税額が10万円を超えていること。
- ② 納期限までに金銭で納付することを困難とする理由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 納期限までに延納申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
- ④ 延納税額(利子税の額を含みます)に相当する担保を提供すること。

ご注意

延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合は、担保を提供する必要はありません。

担保に提供できる財産の種類と順位も決まっており、延納税額には延納利子税がかかります。なお、相続税と異なり、物納は認められていません。

【贈与税の申告書 第一表】

すべての贈与税の申告に必要となります。

参考：相続税早見表

(相続税額の単位：万円)

※ 法定相続人が法定相続分で相続し、配偶者がいる場合には配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとし、他の特例や控除等は考慮していません。
※ 各税額は万円未満を、負担率は小数点第2位を切り上げて表示をしています。

	配偶者がいる場合								配偶者がいない場合							
課税価格 (基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人		子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率
3,600万円以下	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000万円	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	40	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	0	0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	0	0%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	60	1.0%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	50	0.8%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	160	2.3%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	100	1.3%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	260	3.3%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	163	1.9%	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	360	4.0%
10,000万円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	225	2.3%	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	490	4.9%
11,000万円	480	4.4%	393	3.6%	325	3.0%	288	2.7%	1,520	13.9%	960	8.8%	780	7.1%	640	5.9%
12,000万円	580	4.9%	480	4.0%	403	3.4%	350	3.0%	1,820	15.2%	1,160	9.7%	930	7.8%	790	6.6%
13,000万円	680	5.3%	568	4.4%	490	3.8%	425	3.3%	2,120	16.4%	1,360	10.5%	1,080	8.4%	940	7.3%
14,000万円	780	5.6%	655	4.7%	578	4.2%	500	3.6%	2,460	17.6%	1,560	11.2%	1,240	8.9%	1,090	7.8%
15,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	588	4.0%	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
16,000万円	1,070	6.7%	860	5.4%	768	4.8%	675	4.3%	3,260	20.4%	2,140	13.4%	1,640	10.3%	1,390	8.7%
17,000万円	1,220	7.2%	975	5.8%	880	5.2%	788	4.7%	3,660	21.6%	2,440	14.4%	1,840	10.9%	1,540	9.1%
18,000万円	1,370	7.7%	1,100	6.2%	993	5.6%	900	5.0%	4,060	22.6%	2,740	15.3%	2,040	11.4%	1,720	9.6%
19,000万円	1,520	8.0%	1,225	6.5%	1,105	5.9%	1,013	5.4%	4,460	23.5%	3,040	16.0%	2,240	11.8%	1,920	10.2%
20,000万円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	1,125	5.7%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
21,000万円	1,820	8.7%	1,475	7.1%	1,330	6.4%	1,238	5.9%	5,260	25.1%	3,640	17.4%	2,760	13.2%	2,320	11.1%
22,000万円	1,970	9.0%	1,600	7.3%	1,443	6.6%	1,350	6.2%	5,660	25.8%	3,940	18.0%	3,060	14.0%	2,520	11.5%
23,000万円	2,120	9.3%	1,725	7.5%	1,555	6.8%	1,463	6.4%	6,060	26.4%	4,240	18.5%	3,360	14.7%	2,720	11.9%
24,000万円	2,270	9.5%	1,850	7.8%	1,675	7.0%	1,575	6.6%	6,480	27.0%	4,540	19.0%	3,660	15.3%	2,920	12.2%
25,000万円	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	1,688	6.8%	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	3,120	12.5%
26,000万円	2,660	10.3%	2,160	8.4%	1,940	7.5%	1,800	7.0%	7,380	28.4%	5,320	20.5%	4,260	16.4%	3,380	13.0%
27,000万円	2,860	10.6%	2,335	8.7%	2,090	7.8%	1,938	7.2%	7,830	29.0%	5,720	21.2%	4,560	16.9%	3,680	13.7%
28,000万円	3,060	11.0%	2,510	9.0%	2,240	8.0%	2,075	7.5%	8,280	29.6%	6,120	21.9%	4,860	17.4%	3,980	14.3%
29,000万円	3,260	11.3%	2,685	9.3%	2,390	8.3%	2,213	7.7%	8,730	30.2%	6,520	22.5%	5,160	17.8%	4,280	14.8%
30,000万円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	2,350	7.9%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
35,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	3,100	8.9%	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	6,080	17.4%
40,000万円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	3,850	9.7%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	7,580	19.0%
45,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	4,600	10.3%	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	9,080	20.2%
50,000万円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	5,500	11.0%	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	11,040	22.1%
55,000万円	8,730	15.9%	7,618	13.9%	6,900	12.6%	6,438	11.8%	21,500	39.1%	17,460	31.8%	14,980	27.3%	13,040	23.8%
60,000万円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	7,375	12.3%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%	15,040	25.1%
65,000万円	11,000	17.0%	9,745	15.0%	8,775	13.5%	8,313	12.8%	26,570	40.9%	22,000	33.9%	18,990	29.3%	17,040	26.3%
70,000万円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	9,300	13.3%	29,320	41.9%	24,500	35.0%	21,240	30.4%	19,040	27.2%
75,000万円	13,500	18.0%	11,995	16.0%	11,010	14.7%	10,300	13.8%	32,070	42.8%	27,000	36.0%	23,490	31.4%	21,040	28.1%
80,000万円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	11,300	14.2%	34,820	43.6%	29,500	36.9%	25,740	32.2%	23,040	28.8%
85,000万円	16,000	18.9%	14,248	16.8%	13,260	15.6%	12,300	14.5%	37,570	44.2%	32,000	37.7%	27,990	33.0%	25,040	29.5%
90,000万円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	13,400	14.9%	40,320	44.8%	34,500	38.4%	30,240	33.6%	27,270	30.3%
95,000万円	18,500	19.5%	16,623	17.5%	15,510	16.4%	14,525	15.3%	43,070	45.4%	37,000	39.0%	32,500	34.3%	29,520	31.1%
100,000万円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	15,650	15.7%	45,820	45.9%	39,500	39.5%	35,000	35.0%	31,770	31.8%

「とうほう暦年贈与型信託」の詳細については、
お近くの支店までお問い合わせください。

東邦銀行では
遺言書作成、円滑な資産承継をお手伝いする「**遺言信託**」
万が一の備えとして金銭をご家族にお渡しする「**遺言代用信託**」
介護・認知症に備える「**家族のきずな信託**」
も取扱いしております。ぜひ、ご相談ください。



すべてを地域のために

東邦銀行

詳しくは専用フリーダイヤル、最寄りの支店、ホームページへ



0120-104471

(フリーダイヤル受付 平日9:00~17:00)



(2024.1)